

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について

（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）

令和 7 年 2 月 日
個人情報保護委員会

令和 7 年 1 月 22 日に決定・公表した「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」の「3 制度的な論点の再整理について」において、事務局ヒアリング等の結果を踏まえて追加的に検討すべき論点と、中間整理で示された個別検討事項を含め、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点を再整理した。

本文書は、この「制度的な論点」の三つの項目のうち、「(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」の中に記載された各論点の一部について、想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示すものである。今後、本文書の内容も踏まえつつ、ステークホルダーとの議論を続けていくこととする。

1 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

【規律の考え方】

- 特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等を含む情報については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生^(注1)し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれ^(注2)がある。このような記述等が含まれる個人関連情報^(注3)について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することとしてはどうか。また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報^(注4)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入してはどうか。

注 1：例えば、メールアドレス等を用いて、有名企業等をかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトの URL にアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等が挙げられる。

注 2：例えば、オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等が挙げられる。

注3：具体的には、特定の個人の所在地（住居、勤務先等）、電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等の記述等（これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。）を含む個人関連情報等を規律の対象とすることを想定している。

注4：具体的には、注3の記述等を含む仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とすることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

2 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

【規律の考え方】

- 顔識別機能付きカメラシステム等のバイOMETリック技術の利用が拡大する中で、生体データ^(注5)のうち、本人が関知しないうちに容易に（それゆえに大量に）入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する^(注6)顔特徴データ等は、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。

注5：特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条第1号）。

注6：カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能である。

- そこで、上記侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないか。
- 具体的には、顔特徴データ^(注7)等の取扱いに関する一定の事項^(注8)の周知を義務付けてはどうか^(注9)。その場合において、一定の例外事由^(注10)を設ける必要があるのではないか。

注7：規律の対象となる生体データの具体的な範囲は政令以下で定めることを想定しているが、「顔特徴データ」として、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものを規定することを想定している。なお、単なる顔写真は「顔特徴データ」に該当しない。

注8：顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等を想定している。

注9：具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則等で定めることを想定している。

注 10：例えば、周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等が想定される。

- また、顔特徴データ等（保有個人データであるものに限る。）について、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注11）を設ける必要があるのではないか。

注 11：例えば、本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合等が想定される。

- さらに、顔特徴データ等について、オプトアウト制度に基づく第三者提供（法第 27 条第 2 項）を認めないこととしてはどうか。

3 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

【規律の考え方】

- 近時、いわゆる「闇名簿」問題が深刻化する（注12）中で、オプトアウト届出事業者である名簿屋が、提供先が悪質な（法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する）名簿屋であると認識しつつ名簿を提供した事案が発生しており、オプトアウト制度（法第 27 条第 2 項）に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状がある。しかしながら、提供先における個人データの利用目的等を確認する提供元の義務が規定されていない現行法下においては、提供元が不適正な利用の禁止（法第 19 条）（注13）を適切に履行するための手段が存在しない。

注 12：犯罪対策閣僚会議にて策定された「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和 5 年 3 月 17 日）においても、個人情報を悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている。

注 13：法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあり、不適正な利用（法第 19 条）に該当し得る。

- そこで、個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設する必要があるのではないか。具体的には、以下の規律を導入することが考えられるのではないか。
- ・ オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者（提供先）の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を確認しなければならないこととしてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注14）を設ける必要があるのではないか。

- ・ 当該第三者（提供先）は、オプトアウト届出事業者（提供元）が上記確認を行う場合において、上記確認に係る事項を偽ってはならないこととし、これに違反した者（提供先）に対して、過料を科すこととしてはどうか。

注 14：例えば、オプトアウト届出事業者が当該個人データを取得した時点において、当該個人データが本人、国の機関、地方公共団体等によって公開されていたものである場合等が想定される。

以上